

労働基準広報 2017 No.1942 11/21

CONTENTS

特集 働き方改革関連法案要綱の内容② ————— 6

高度プロ制度は年収約1000万円以上や年間104日以上の日確保等が条件に

働き方改革関連法案要綱の中から、今回は労働基準法の改正部分を紹介する。柱の1つである、「特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）」の創設は、高度の専門的知識等を必要とする職種について、時間外・休日・深夜の割増賃金等の規定を適用除外とするもの。適用除外に際しては、年収約1000万円以上（具体的な額は厚生労働省令で規定）や、4週4日以上かつ年間104日以上の日確保等が必須条件とされる。さらに、①終業から始業までの一定の休息を設ける勤務間インターバル等、②在社時間等を一定範囲内とする措置、③1年1回以上の継続した2週間の休日付与、④在社時間等が一定範囲を超えた場合の健康診断——のいずれかの健康確保措置を講じなければならない。

（編集部）

●裁判例から学ぶ予防法務〈第36回〉 ——— 18

美容院A事件

（東京地裁 平成28年10月6日判決）

共同経営者である美容師の労働者性と賃金減額の有効性

経費削減や労務トラブル回避目的に雇用契約でない体裁整えないように

（弁護士・井澤慎次）

●レポート／キャリア権推進ネットワーク — 34

「ワールドカフェ2017」

（株）ビースタイル『踊る広報』柴田氏に学ぶ週3日勤務など柔軟な働き方の秘訣とは

（編集部）

●知っておくべき職場のルール ——— 36

〈第70回〉「強制貯金」

賃金の強制的な貯蓄を禁止し任意の委託のみ認める制度

（編集部）

●NEWS ————— 1

（厚労省・テレワークのガイドライン改定の検討開始）事業場外みなし制の活用条件を明確化へ／（29年版過労死等防止対策白書）自動車運転者、外食産業等の調査分析結果を報告／（毎勤統計・地方調査の28年平均）現金給与総額が30万円を超えているのは19都府県／ほか

●トピック／厚生労働省委託事業 ——— 40

～平成29年度 雇用管理研修～

人手不足が深刻化する今こそ適切な雇用管理の知識を習得しよう

（編集部）

●本誌読者アンケート — 39 ●連載 労働スクランブル⑩（労働評論家・飯田康夫） — 42 ●労務資料 人材育成と能力開発の現状と課題に関する調査結果 — 44 ●わたしの監督雑感 大分・大分労働基準監督署副署長 松島昌彦 — 54 ●今月の資料室 — 56

アンケートへのご協力をお願い致します（39ページ）

労務相談室

回答者

労働基準法〔特別条項締結後も上限時間数を超える可能性〕必要な手続きは ——— 48 弁護士・新弘江
懲戒処分〔派遣社員が無断離席や遅刻等勤務態度に問題〕対処方法は ——— 50 弁護士・平田健二
安全衛生〔産業医選任基準の常時50人以上の労働者〕パート等の算定方法は — 52 弁護士・小川和晃

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内